

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、高松市木太町新池土地改良区から役員住所の変更について次のとおり届出があった。

平成21年4月10日

香川県知事 真 鍋 武 紀

変更前後の別	役員の種類	氏名	住所
変更前	理事	小西 孝志	高松市木太町378番地3
変更後	理事	小西 孝志	高松市木太町5046番地1
変更前	理事	曾根 忍	高松市木太町200番地
変更後	理事	曾根 忍	高松市木太町5069番地11
変更前	理事	古川 武義	高松市木太町1035番地
変更後	理事	古川 武義	高松市木太町5015番地9
変更前	理事	蓮井 秀幸	高松市木太町1098番地
変更後	理事	蓮井 秀幸	高松市木太町5010番地2